

## 令和9年度 理数エキスパート教員 採用選考募集要項

### 【選考の目的】

大阪府教育委員会では、高度な理数教育に取り組む高等学校（中高一貫校を含む）へ「理数エキスパート教員」を配置し、高度な授業の実施と教員育成をすすめるため、理数エキスパート教員の採用選考を実施します。

### 【理数エキスパート教員の概要】

- 研究活動の経験、実績を活かし、大学や研究機関等と連携して高度な探究活動を企画立案し、校内において探究活動の実施にかかる中心的な業務を行う。
  - 理科・数学に関する高度な授業を担当するとともに、校務分掌など一般教員としての業務も担う。
  - 研究授業や教科会議を通じて教材や指導実践を校内外の教員に普及する。
  - 任期の定めのない教員として任用（定年まで雇用）。
  - 給与は、博士課程修了者が月額約371,000円で、経歴等に応じて加算（これらの月額は、人事委員会勧告などを踏まえて変更される場合あり）。
  - 教員免許の有無や国籍は不問。
- ※府立高等学校だけでなく、府立中学校に赴任することもあります。

### 【求める資質や能力】

- 理学・農学・工学等の博士号を取得し、理数分野における深い専門知識を有すること。
- 理数分野における探究学習やプロジェクト型学習をリードできる能力を備えること。
- 高等学校教員としての使命感・倫理観と高いコミュニケーション力を有すること。

## 1 出願期間・選考日程

出願期間	令和8年 3月 6日（金）午前10時00分から 令和8年 5月15日（金）午後6時00分まで
選考日	【1次選考】 令和8年 6月 6日（土） 【2次選考】 令和8年 7月18日（土） 令和8年 7月19日（日） ※2次選考は、上記日程のいずれか1日を指定します。 ※出願者多数の場合や、自然災害等により上記日程での実施が困難である場合には、他に選考日を設けることがあります。

## 2 募集人数

若干名

### 3 職務内容

大阪府公立学校教員として、理科・数学における高度な専門性を活かし、探求活動を取り入れた高度な授業を担当するとともに、クラブ顧問や分掌業務など、教員としての業務全般を担当する。また、研究授業や教科会議などの機会を利用し、教材や指導のノウハウを配置校の理数教員に普及していくとともに、公開授業などの機会を通じて、他校にも指導実践を発信する。

### 4 受験資格

昭和40年4月2日以降に生まれた方で、次の①から④の要件をすべて満たしていること。

なお、教員免許状の有無や国籍は問いません。

① 令和9年3月31日までに理学・農学・工学・保健及びその他自然科学に関する博士号を取得していること。

② 地方公務員法第16条、学校教育法第9条(※)及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。

※1 学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つである「拘禁刑以上の刑に処された者」には、以下の期間にある者も含まれます。

- ・ 拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・ 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処されることなく10年間を経過するまでの間

※2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ(※1と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。)、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

(注) 高等学校教諭免許状をお持ちでない方も受験できます。ただし、採用にあたっては、特別免許状の取得が条件となります。詳しくはP.8「11 特別免許状の取得に係る手続き等」及びP.9「13 採用」をご覧ください。

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)に該当しないこと。

④ 令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。

**【参考】※令和8年2月27日現在**

**地方公務員法**

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**学校教育法**

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**教育職員免許法**

第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### **地方公務員法 附則（平成11年12月8日法律第151号）**

第3条 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

#### **学校教育法 附則（平成11年12月8日法律第151号）**

第3条 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

#### **民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）**

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は、当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

#### **学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律**

第2条 （略）

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの

（2）特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの

（3）特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

## 5 受験資格等にかかる書類の提出について

次の書類を第2次選考試験当日までに郵送で必ず提出してください。

書類の提出がなかった場合、受験資格、選考を受験し得た一切の資格を失います。

受験資格に関する『博士号を取得していることを証明するもの（博士学位授与証明書等）』の原本  
<全員>

※令和8年度中に取り寄せた最新のものを提出してください。

※令和9年3月31日までに博士号を取得見込である場合は、在籍証明書を提出してください。

在籍証明書を提出した場合は、博士号取得後、『博士号を取得していることを証明するもの（博士学位授与証明書等）』の原本の提出が必要です。

## 6 選考方法

### 【1次選考】

○書類選考（受験資格：P.2「4 受験資格」を参照してください。）

○論述問題

与えられた教育に関するテーマについて、受験者自身の考えを論理的かつ簡潔にまとめて記述する。

〔主な評価の観点〕

- ・教職について理解し、意欲をもって取り組む姿勢はあるか。
- ・論理的な説明力を備えているか。
- ・理数エキスパート教員としてふさわしい知識（専門性）、指導力を備えているか。
- ・チームの一員として組織的・協働的に課題に取り組む姿勢を備えているか。

### 【2次選考】

○面接・模擬授業等による選考

ア 個人面接

〔主な評価の観点〕

- ・学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・教職について理解し、意欲をもって取り組む姿勢はあるか。
- ・実践的なコミュニケーション能力や適切な対人関係能力を備えているか。
- ・理数エキスパート教員に期待される役割を理解しているか。

イ 模擬授業

与えられたテーマについて、生徒役の面接官を相手に模擬授業を実施。模擬授業終了後に、授業内容等に関する質疑を実施する。

〔主な評価の観点〕

- ・与えられたテーマに沿った内容で構成された模擬授業をしているか。
- ・生徒の意欲を高め、関心をひきつけるための工夫やしかけがあるか。
- ・生徒に対して適切な言葉で理解させようとしているか。
- ・理数エキスパート教員としてふさわしい知識（専門性）、指導力を備えているか。

## 7 出願方法

電子申請（インターネット）でのみ受け付けます。郵送及び持参による受付は行いません。

出願期間	令和8年 3月 6日（金）午前10時00分から 令和8年 5月15日（金）午後6時00分まで 出願期間終了間際はアクセスが集中し、手続きを完了できない恐れがありますので、余裕を持って手続きしてください。出願期間内に申し込み手続きを完了しなかった場合、いかなる理由があっても受付しません。
出願方法	大阪府理数エキスパート教員採用選考のホームページから申込み ( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o180110/kyoshokuin/risuu_expert.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o180110/kyoshokuin/risuu_expert.html</a> )
申込の流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">①大阪府行政オンラインシステムの利用者登録（メールアドレス等の登録） 登録したメールアドレスに、受験に関する重要な通知等をメールで送信します。</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">②利用者ID・パスワードを設定し、ログイン 利用者ID・パスワードは再発行できません。出願時や受験票を入手する際に必要となりますので、必ず確認し、保管しておいてください。</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③申込内容の入力 申込内容は画面を印刷するなど、出願後に確認できるようにしておいてください。</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">④受験申込み完了 受験申込み完了時には「申込みが完了しました。」と画面表示されるとともに、①で登録したメールアドレスに「申込み内容到達のお知らせ」のメールが送信されます。</div>

※ 利用者ID・パスワードは、受験票・選考結果を受け取る際にも必要です。必ず保管しておいてください。

## 8 受験票の交付

(1) 受験票 (PDF 形式のファイル) については、行政オンラインシステムを通じて交付します。

受験票交付期間 (予定)

【1次選考】 令和8年5月25日 (月) から同年5月29日 (金)

【2次選考】 令和8年6月29日 (月) から同年7月 3日 (金)

[注意事項]

- ・上記期間に届かない場合や受験票がダウンロードできない場合は、1次試験については、令和8年6月4日 (木) 午後6時00分までに、2次試験については、令和8年7月16日 (木) 午後6時00分までに、出願先までご連絡ください (連絡先: P10参照)。
- ・メールの受信を制限している場合は、「@gbox.pref.osaka.lg.jp」及び「@sbox.pref.osaka.lg.jp」からのメールを受信できるようにしてください。出願者個人の受信設定によりメールが届かない場合については対応できません。
- ・出願後に住所、氏名、メールアドレスに変更があった場合は、速やかに連絡してください。

(2) 受験票が交付されたら、必ず内容を確認のうえ、届いた受験票を印刷し、指定欄に自署の上、各テスト当日に持参してください。

[注意事項]

- ・選考の日時・集合時刻・選考会場などの詳細は、受験票で通知します。出願状況などにより日時を変更することがありますので、必ず受験票の内容を確認してください。また、いかなる理由があっても、日時・集合時刻・選考会場の変更は認めません。
- ・プリンターをお持ちでない方は、コンビニエンスストアのプリントサービス等を利用するなど、各自で印刷してください。

## 9 選考日時・選考会場

※ 選考会場・集合時刻・携行品などの詳細は、受験票で通知します。

※ 選考会場までの交通費は自己負担です。

選考日	【1次選考】 令和8年 6月 6日 (土) 【2次選考】 令和8年 7月18日 (土) 令和8年 7月19日 (日) ※2次選考は、上記日程のいずれか1日を指定します。 ※出願者多数の場合や、自然災害等により上記日程での実施が困難である場合には、他に選考日を設けることがあります。
選考会場	大阪府庁咲洲庁舎

## 10 選考結果の発表

### < 1次選考 >

発表日	令和8年 6月29日(月)(予定)
発表方法	[本人通知] 本人あてに行政オンラインシステムにて通知します。 [インターネット] 合格者の受験番号を下記ホームページに午前10時に掲示します。

### < 2次選考(最終結果) >

発表日	令和8年 8月 6日(木)(予定)
発表方法	[本人通知] 本人あてに行政オンラインシステムにて通知します。 [インターネット] 合格者の受験番号を下記ホームページに午前10時に掲示します。

## 11 特別免許状の取得に係る手続き等

### (1) 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を有していない方であっても、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められた場合に授与される免許状です。

一般的な免許状(以下「普通免許状」)がすべての都道府県で効力を有するのに対して、特別免許状は発行された都道府県でのみ効力を有しますが、教科指導等ができる範囲は普通免許状と変わりありません。

### (2) 特別免許状の取得に係る手続きについて

特別免許状の取得については、「理数エキスパート教員採用選考」の合格決定後、採用選考の内容を踏まえて、教育職員免許法の規定に従い「高等学校 数学もしくは理科」及び、「中学校 数学もしくは理科」の申請手続きを行います。手続きの詳細については、別途、採用選考の合格者にお知らせします。

## 【参考】

### 教育職員免許法

第5条 (略)

- 2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。 (略)
- 3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
  - 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
  - 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

## 1.2 採用までの手続き

理数エキスパート教員採用選考合格後（高等学校（数学もしくは理科）及び中学校（数学もしくは理科）の教諭免許状を所有されていない方は、特別免許状の取得手続き後）、採用手続きに必要な書類を指定する期日までに提出していただきます。

また、説明会や資料送付による自主研修を予定しているほか、採用前に指定診療所で健康診断を受診していただきます。（詳細については、別途、合格者に対してお知らせします。）

## 1.3 採用

- 原則、令和9年4月1日に採用を決定します。
- 日本国籍を有する方は教諭に、日本国籍を有しない方は任用の期限を付さない常勤講師に任用し、その職名は教諭（指導専任）とします。ただし、日本国籍を有しない方については、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。なお、在留資格等の取得については、ご自身での手続きが必要となります。
- 職員の定年等に関する条例に基づく定年退職日のほか、任期の定めはありません。
- 受験資格要件を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、出願内容等に虚偽の記入があった場合には、合格の取消し又は、受験を無効とすることがあります。なお、事実確認の必要が生じた場合には、本人等に照会します。
- 採用後は、府立学校に配属し、高度な授業の実施と教員育成に取り組んでいただきます。

## 1.4 給与及び勤務条件

- 一般教員と同じ給与及び勤務条件となります。
- 地方公務員の採用は、臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、すべて条件付の採用となります。採用から1年間は条件付採用であり、その間にその職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項）。
- 初任給は、令和8年4月1日採用者で、博士課程修了者が月額約371,000円です。これらの月額額は、給料月額+教職調整額（給料月額の5%）+地域手当（給料月額に教職調整額を加算した額の12.8%）+義務教育等教員特別手当の合計額です。上記金額には、教職調整額・地域手当・義

務教育等教員特別手当が含まれています。なお、これらの月額は、人事委員会勧告などを踏まえて変更される場合があります。

また、経歴、その他に応じて一定の基準により加算されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が、条件に応じて支給されます。

なお、60歳に達した日以降の採用者は、これらの合計額の7割水準となります。

- 勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（高等学校の定時制課程（夜間）は、午後1時15分から午後9時45分まで）です。ただし、学校によって若干異なる場合があります。

### 【出願先・問合せ先】

〒540-8571（府庁専用郵便番号のため住所記入不要）

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ

電話 06-6941-0351（代表） 内線：6893

MAIL [kyoshokuin-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kyoshokuin-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp)

※問合せは原則メールでお願いいたします。